

# 風力発電設備の定期安全管理検査制度に ついて (定期安全管理検査制度の運用)

平成28年12月19日

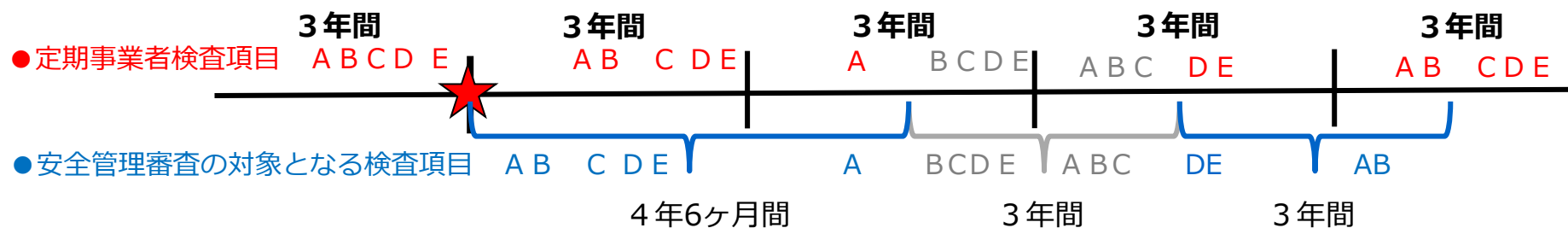
経済産業省 商務流通保安グループ  
電力安全課

# 1. インセンティブ付与の仕組みについて（再検討事項）

- 前回の電力安全小委員会において、事業者の保安力に応じて、定期安全管理審査の受審時期を3段階（**3年、4年6ヶ月、6年**）とするインセンティブの仕組みとすることで審議頂いたところ。
- しかしながら、事業者の定期事業者検査周期が、**最長3年**のため、定期安全管理審査の周期を最長周期の途中の4年6ヶ月とした場合、**検査項目の評価が漏れる可能性があることが判明**。このため、定期安全管理審査のインセンティブの仕組みを**定期事業者検査の周期**に合わせた**2段階（3年、6年）の仕組み**とすることとしたい。
- なお、「9年」を追加し3段階とすることも考えられるが、検査実績の少ない現時点では時期尚早であり、今後の課題としたい。

## ○参考1：定期事業者検査と安全管理審査の周期のずれのイメージ

（★の時点で4年6ヶ月のインセンティブ付与とし、次回以降の安全管理審査が3年周期の場合）



## ○参考2：インセンティブの仕組みの比較

### 前回審議を頂いた仕組み

- ◆ 事業者の保安力評価は3段階
- ◆ 安全管理審査は、4年6ヶ月のインセンティブを付与した場合、評価に漏れが発生する可能性

### 今回提案する仕組み

- ◆ 事業者の保安力評価は、2段階
- ◆ 安全管理審査は、定期事業者検査の周期と一致し、評価に漏れは生じない

## 2. 事業者の保安力の水準に関する考え方

- 事業者の保安力の水準を評価する項目は、以下の2点とする。

- ① 事業者の日常的な保守管理体制の充実度。
- ② 重大事故等(※)の発生の有無。

※公衆に被害を与えた事故、風力発電設備の倒壊・飛散・火災の事故、もしくはこれらにつながる恐れのある事故

### ○事業者の保安力水準の審査項目（インセンティブ付与の条件）

	審査する項目	内容
①	日常的な保守管理体制の充実度（収集したデータ活用を含む）	定期事業者検査の方法の解釈で規定する検査の実施に加え、有人又は無人（ <u>IOTや、ビッグデータ（CMS等）の活用</u> ）による常時監視、故障に至る前に予兆を把握するなど、事故の未然防止を図る日常的な保守管理体制が構築され、履行されている。（ <u>PDCAサイクル</u> が機能し、 <u>事故の未然防止</u> ができていると推定される。）
②	重大事故等の発生の有無	重大事故等を起こしていない。（定期事業者検査の方法の解釈に規定する検査項目に該当する設備の損壊事故が対象。ただし、事業者の保守管理体制に起因しない <u>不可抗力</u> による事故、 <u>火災に至っていない発電機に限られた事故</u> は除く。）

### 3. 安全管理審査受審周期の延伸の考え方

- 3年しか検査実績のない初回の審査においては、6年のインセンティブを付与しないこととする。
- 2回目以降の審査において、審査日以前の6年間に2.①、②を満足していると認められた場合は、定期安全管理審査の受審周期を延伸し、6年間のインセンティブを与える。
- インセンティブを付与した日以降、重大事故等が発生した場合、インセンティブを取り消す。(※)

※ただし、2. ①に起因しない不可抗力による事故の場合、インセンティブを取り消さないこととする。

#### ○安全管理審査の受審周期

事業者の 保安力水準	定期事業者 検査周期	定期安全管理 審査受審周期	安全管理審査 受審時期
第1段階	3年	検査が終了した時期から <u>3年</u> の間	前回の受審時から3年以内
第2段階 (※)	3年	検査が終了した時期から <u>6年</u> の間 (※)	前回の受審時から6年以内

※：初回の審査においては、インセンティブを付与しない。

将来、事故の減少や風力発電設備の保守管理に資する技術革新があった場合、別途インセンティブを検討。